

和歌山縣報

第千十號

明治四十三年九月十八日

○縣令

○和歌山縣令第三十七號

本縣勸業會獎勵規則左ノ通相定

明治三十九年十一月和歌山縣告示第二百五十六號勸業會獎勵規程ハ之ヲ廢止ス

明治四十三年九月十八日

和歌山縣知事 川上親晴

勸業會獎勵規則

第一條 本則ニ於テ勸業會ト稱スルハ產業ニ關スル共進會、品評會、競技會ノ類ニシテ左ノ各號ノ

一ニ該當スルモノナ謂フ

一、一郡市以上ヲ地區トシ本縣物產ニ關シ施設スルモノ

二、一町村又ハ數町村ヲ地區トシ特有物產又ハ重要物產ニ關シ施設スルモノ

第二條 前條ノ勸業會ヲ開設スルトキハ獎勵金ヲ交付スルコトアルヘシ

第三條 勸業會ノ主催者ハ開會期日六十日前ニ左ノ事項ヲ具シ郡市長ヲ經由シテ開會ノ認可ヲ知

事ニ申請スヘシ

一、規則

二、經費豫算

三、豫定出品人員及點數

前項ノ規則中ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一、名稱、開會ノ場所、出品區域及主催者

二、開會及閉會ノ年月日

三、出品ノ種類及數量

四、審查ニ關スル事項

五、事務處理ニ關スル事項

第四條 勸業會ノ審查長及審查員ハ主催者ニ於テ選任シ知事ノ認可ヲ及クヘシ但シ第一條第一號ニ該當スル勸業會ノ審查長ハ主催者ノ申請ニ依リ知事之ヲ命ス第五條第二項但書ノ場合亦同シ

第五條 第一條第一號ニ該當スル勸業會ニ在テハ優等ト認ムル出品者ニ對シ知事褒賞ヲ授與ス第一條第二號ニ該當スル勸業會ニ在テハ主催者若ハ郡市長ニ於テ褒賞ヲ授與スルモノトス但シ特ニ必要ト認ムル場合ニ於テハ知事之ヲ授與スルコトアルヘシ

褒賞ニ關スル費用ハ主催者ノ負擔トス

第六條 知事ニ於テ授與スル褒賞ハ審查ノ成績優等ナルモノヲ四等ニ分チ一等乃至三等ニ賞狀ヲ四等ニ褒狀ヲ授與ス但シ賞狀ヲ受ケタル者ニ對シテハ主催者ニ於テ賞品又ハ賞牌ヲ授與スルユトヲ得

主催者又ハ郡市長ニ於テ授與スル褒賞ノ等級ハ前項ニ準シ適宜之ヲ定ムヘシ

第七條 奨勵金ノ交付ヲ受ケタル勸業會ノ主催者ハ閉會二十日以内ニ左ノ事項ヲ知事ニ報告スヘ

シ

一、出品人員（出品種類ヲ區別スヘシ）

二、出品点數（同前）

三、受賞人員（各出品種類毎ニ褒賞ノ等級種類ヲ區別シテ其ノ受賞人員ヲ記載スヘシ）

四、來觀人員

五、會費總額

六、會費區別（貢担金、補助金、通券收入金額、寄附金等各其ノ金額ヲ區別シ記載スヘシ）

七、審查長ノ官氏名及審查報告

第八條 勸業會ハ其ノ規則ノ定ムル所ニ從ヒ出品物ニ關係アル功勞者ニ對シ功勞賞ヲ授與シ又ハ追贈スルコトナ得

第九條 他府縣又ハ外國ニ於テ開設スル博覽會共進會若ハ商品陳列所等ニ對シ本縣物產ヲ出品セシムル必要アリト認メタルトキハ其ノ出品物ノ荷造運送費ノ全部若ハ幾部ヲ出品者ニ補助ス前項荷造運送費ノ補助ヲ受ケムトスルトキハ其ノ費用豫算書ヲ添ヘ豫メ知事ニ申請スヘシ

○訓令

○和歌山縣訓令第三十九號

那
警
察
役
分
署
所

「トラホーム」豫防規程左ノ通相定ム

明治四十三年九月十八日

和歌山縣知事 川上親晴

「トラホーム」豫防規程

第一章 學校、幼稚園ニ於ケル豫防方法

第一條 學校長、幼稚園長ハ毎年四月及十月校醫園醫若クハ嘱托醫ナシテ全部ノ生徒、兒童、園兒ニ對スル「トラホーム」ノ有無ヲ檢診セシムヘシ

第二條 生徒、兒童、園兒中急性分泌性眼病患者發生シタルトキハ隨時檢診セシメ尙ホ多數發生セムトスル虞アルトキハ前條ノ期限ニ拘ラズ全部ノ生徒、兒童、園兒ニ對シ臨時檢診セシムヘシ

第三條 學校長、幼稚園長ハ生徒、兒童、園兒ノ檢診上發見シタル患者ハ第一號様式ノ名簿ニ登載シ同時ニ第二號樣式ニ依リ翌月十五日迄ニ市町村長ニ報告シ市町村長ハ其ノ月末日迄ニ之ヲ取纏メ知事ニ達スヘシ但シ縣立學校ニ在リテハ直接郡立學校ニ在リテハ郡長ヲ經テ知事ニ報告スヘシ

第四條 「トラホーム」ニ罹リタル生徒、兒童、園兒ノ治療ハ校醫、園醫若クハ嘱托醫ナシテ放課後校内、園内或ハ其ノ他便宜ノ場所ニ於テ施行セシムヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ自宅治療ナ爲サシムルコトヲ得

市町村役場
公私立學校
公私立幼稚園

第五條 「トヲホーム」治療ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ハ經費ノ許ス限り可成校費園費又ハ市町

村費ヲ以テ支拂スヘシ但シ自宅治療ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 第四條ニ依リ學校、幼稚園ニ於テ治療スル者ニ對シテハ出席簿中ニ日々治療ノ受否ヲ記

人レ自宅治療ヲナサシメタル者ニ對シテハ第三號様式ノ治療票ヲ交付シ校長、園長ニ於テ其ノ成績ヲ監視シ治癒シタル者ハ更ニ校醫、園醫若クハ嘱托醫ヲシテ檢診セシムヘシ

第七條 自宅治療患者ニシテ治癒シタルトキ又ハ治療票ノ治療醫捺印欄ニ餘白ナキニ至リタルトキハ其ノ治療票ヲ返戻セシメ之ヲ保存スヘシ

治療票ノ治療醫捺印欄ニ餘白ナキニ至リタルトキ若ハ紛失毀損シタルトキハ速ニ再交付ヲ受ケシムヘシ

第八條 學校長、幼稚園長ハ分泌物夥シク傳染ノ危險甚シト認メタル者ニ對シテハ其ノ出席ヲ停止シ校費、園費或ハ市町村費或ハ自費ヲ以テ治療セシムヘシ

第九條 學校長、幼稚園長ハ第四號様式ニ依リ四月ヨリ九月末日迄及十月ヨリ翌年三月末日迄ノ治療成績表ヲ調製シ各翌月十五日迄ニ市町村長ニ報告シ市町村長ハ其ノ月末日迄ニ之ヲ取纏メ

知事ニ進達スヘシ但シ縣立學校ニ在テハ直接、郡立學校ニ在テハ郡長ナ經テ知事ニ報告スヘシ

第十條 職員小使等ニ對シテハ第一條乃至第三條ノ規程ヲ準用ス

第十一條 患者ト健眼者トヲ識別シ易カラシムル爲メ健眼者ニハ一定ノ徽章ヲ附セシムヘシ

第十二條 教室、保育室ハ休息時毎ニ窓ヲ開キ新鮮ナル空氣ヲ流通セシメ塵埃ノ飛散ヲ防止シ授業、保育ヲ終リタル後ハ濕拭掃除ヲ勵行スヘシ

第十三條 患者(トヲホーム患者ト疑似症患者トノ間ニ於テモ可成之ヲ區別スヘシ以下微之)ノ所持品ト健眼者ノ所持品トハ其ノ置所ヲ區別ス

ヘシ

第十四條 机井ニ椅子ハ患者ト健眼者トニ因リ之ヲ區別シ時々二十倍乃至五十倍ノ石炭酸水
(以下全シ
 気アレ瓦金属ニ障害ナシ) 或ハ千倍乃至三千倍ノ昇汞水(以下全シ
 気ナキモ金属ヲ腐蝕ス) ナ以テ清拭スヘシ

第十五條 運動場ハ時々撒水シテ塵埃ノ飛散ヲ防止シ尙ホ遊戲ノ際ハ患者ト健眼者トニ區別スヘシ

第十六條 生徒、兒童、園児ニハ各自手拭又ハ手巾ヲ持タシメ毎日之ヲ洗濯セシムヘシ

第十七條 生徒、兒童、園児ハ身體殊ニ顔面、手指ヲ清潔ニシ爪ヘ時々剪除レ汚垢ヲ留メサラシム
ヘシ

第十八條 患者ト健眼者トハ器械、器具ヲ區別シ物品ノ貸借ヲ爲サシムヘカラズ

第十九條 患者ニハ手拭ノ外眼拭ヲ持タシメ分泌物、涙液ヲ手指衣服ニテ拭ハサラシムヘシ

第二十條 生徒、兒童、園児ノ常ニ手ヲ觸ル、個所ハ日々石炭酸水或ハ昇汞水ニテ拭フヘシ

第二十一條 手洗水ハ患者ト健眼者トニ因リ之ヲ區別シ可成流出裝置トナスヘシ

第二十二條 生徒、兒童ヲシテ教室ノ掃除ヲナサシムル場合ハ健眼者ト患者トヲ混同セシメス且
 施行後ハ手指ヲ洗淨セシムヘシ

第二十三條 寄宿舎ニ於テハ次ノ各項ニ準據スヘシ

一、健眼者ト患者トハ室ヲ區別スルコト

二、寝具ハ健眼者ト患者トニ因リ之ヲ區別シ置所ヲ一定シ時々日光ニ曝晒スルコト

三、患者ノ手拭、洗面器ハ各別トシ置所ヲ一定シ健眼者トハ嚴ニ之ヲ區別スルコト

四、入浴ハ健眼者、疑似症患者トヲホームノ順ニ行フヘキコト

第廿四條 學校長ハ時々校醫及ヒ教員ナシテ講話其ノ他ノ方法ヲ以テ生徒、兒童ニ對シ「トラホーム」豫防治療上ノ注意ヲ與ヘシムヘシ

第廿五條 學校長、幼稚園長ハ豫防治療ニ關シ家庭ト聯絡ヲ計リ保護者ニ對シ時々懇話會ヲ開キ或ヘ注意書ヲ與フル等豫防治療上適當ノ措置ヲナスヘシ

第二章 次年徵兵適齡者並ニ壯丁ニ對スル豫防方法

第廿六條 市町村長ハ市町、村醫若ハ嘱托醫ナシナ次年ニ徵兵適齡トナル可キ者ニ對レ毎年四月徵兵検査合格者ニ對シ八月、十月ニ「トラホーム」ノ有無ヲ檢診セシムヘシ其ノ定期檢診ニ漏レタル者ハ隨時檢診ヲ受ケシムヘシ

警察官吏ハ豫防檢診ニ關シ市町村吏員ト協力シテ相當措置ヲナスヘシ

第廿七條 市町村長ハ檢診ノ結果「トラホーム」患者ヲ發見シタルトキハ第五號樣式ノ患者名簿ニ記入シ速ニ同様式ニ依リ警察官署ニ通報シ第六號樣式ニ依リ翌月十五日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第廿八條 次年ニ徵兵適齡トナル可キ者及ヒ徵兵検査合格者ノ「トラホーム」ニ罹レル者ニ對シ市町村長ハ經費ノ許ス限り可成市町村費ヲ以テ市町村醫若クハ嘱托醫ノ治療ヲ受ケシムヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ自費治療ヲナサシムルコトヲ得

第廿九條 市町村費ヲ以テ治療スル者及ヒ自費治療ヲ爲シムル者ニ對シテハ第七號樣式ノ治療票ヲ交付シ警察官吏、市町村吏員ハ時々治療票ヲ檢査シ其ノ部度相當欄ニ月日ヲ記入捺印シ治療ヲ忽諸ニ附スル者ナキヲ期スヘシ但シ治療票ニ就テハ本則第七條第八條ヲ準用ス

市町村ニ於テ治療票ヲ作リ時々治療票ヲ検査シ治療ノ受否ヲ記入スヘシ

第三十條 第五號樣式ノ名簿ハ警察官署ニ於テモ亦之ヲ調製シ置キ異動アル毎ニ訂正スヘシ

第卅一條 「トラホーム」患者他府縣又ハ他部内ニ移住セントスルトキハ戸主又ハ本人ヨリ速ニ市町村長ニ届出シメ自費治療患者ニ在リテハ治療票ヲ返戻セシムヘシ

第卅二條 「トラホーム」患者他部内ニ移住シタルトキハ直チニ市町村長ニ通報スヘシ

第卅三條 自費治療患者ニシテ治療シタルトキ又ハ治療ヲ要セサルニ至リタルトキハ直ニ市町村長ニ届出シメ尙ホ治癒シタルモノニ付テハ更ニ市町村醫若クハ嘱託醫ノ検診ヲ受ケシムヘシ

第卅四條 市町村長ハ第八號様式ニ依リ毎年十月ヨリ翌年三月末日迄及四月ヨリ九月末日迄ノ治療成績表ヲ調製シ各翌月十五日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第三章 工場ニ於ケル豫防方法

第卅五條 警察署長、分署長ハ其ノ所轄内ニ於ケル職工十人以上ヲ有スル工場ニ對シ工場主ニ本則第一條、第二條ニ準シ工場醫若ハ嘱託醫ヲシテ全工場員ニ對スル「トラホーム」ヲ檢診セシメ尙ホ左記各號ニ依ルノ外本則第九條第十二條乃至第二十五條ヲ準用シテ豫防方法ヲ實行セシムヘシ

一、新ニ職工ナ雇入ル、トキハ之ヲ檢診スルコト

二、工場ニハ第九號様式ノ患者名簿ヲ備ヘ置キ「トラホーム」及ヒ濾胞性結膜炎患者ノ氏名ヲ登録シ其ノ異動アル毎ニ之ヲ訂正スルコト

三、工場ニ於テ前號ノ患者ヲ名簿ニ登録シ又ハ異動アリタルトキハ第十號様式ニ依リ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ルコト

四、工場員ノ「トラホーム」患者ハ工場ノ費用ヲ以テ治療スルコト

第卅六條 警察署長、分署長ハ第十一號樣式ノ患者名簿ヲ調製シ工場主ヨリ前條第十號ノ届出アリタルトキハ之ヲ登録、加除訂正スヘシ又定期検診及ヒ臨時全工場員ヲ検診セシメタルトキハ

第十二號樣式ニ依リ届出後十日以内ニ知事ニ報告スヘシ

第卅七條 警察署長、分署長ハ第十三號樣式ニ依リ毎年四月ヨリ九月末日迄及十月ヨリ翌年三月末日迄ノ治療成績表ヲ調製シ各翌月十五日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第卅八條 警察官吏ハ時々工場ヲ巡視シテ「トラホーム」豫防撲滅ノ方法ヲ監視督勵スヘシ

附 則

第卅九條 本則ニ依リ町村長ヨリ知事ニ進達スル書類ハ所轄郡長ヲ經由スヘシ

第一號樣式

(用紙美濃形)
患者名簿(本簿ハ男女各別ニ調製スルヲ要ス)

病名及程度	學年	檢查人員(男)若ハ(女)	人	學校醫	姓	名
續	發	症	職業	年	齡	備
			姓	名	考	
名簿ノ表紙ニハ検査年月ヲ記入シ永ク保存スルモノトス						
第一欄ニハ「トラホーム」ノ重症、中等症、經症、疑似症及ヒ濾胞性結膜炎ト記スルモノトス但シ重症トハ續發症例令「パンヌス」、角膜潰瘍、睫毛亂生、眼瞼内翻症、其他角膜翳ノ爲メ祝						

力障害テ惹起セルモノ等アルモノ、中等症トハ上下眼瞼、穹窿部結膜ニ顆粒、乳嘴肥大等ノ多發セルモノ、輕症トハ顆粒乳嘴肥大ノ小サキモノヲ云フ

第二欄ニハ左眼「パソメス」、右眼角膜浸潤等ト記スルモノトス

第三編 ハ父兄等保護者ノ職業例合ハ大工、呉服商等ト記スルモノトス

第六欄ニハ學校治療、自宅治療着手ノ年月、治療票ヲ交付シタル月日、手術セルトキハ其ノ事實、
治癒ノ年月、傳染ノ危險甚タシタ出席ナ停止シタルトキハ其ノ年月日等ヲ記スルモノトス

學校「トラホーム」檢診報告表

檢診自明治至明治年月日
右及報告候也

年月日

學校醫姓名

郡市町村長宛

第三號樣式

學校「トラボーム」治療票

第號

和歌山縣

市郡

町村
大字

番地

市郡

町村

何學校々長姓名

學校醫姓名

病名

何學年

交附時

明治年月日

何學校

年月生

檢診時

明治年月日

學校醫姓名

治療開始時

明治年月日

治療醫姓名

治癒時

明治年月日

治療醫姓名印

注 意

一此治療票ヲ交附サレタルモノハ直チニ醫療ヲ受ケ全治ニ至ルマテ繼續スルコト

一治療ヲ受ケタルトキハ其ノ都度裏面ノ月日欄ニ治療醫ノ捺印ヲ受クルコト

一此治療票ハ大切ニ保持シ裏面ノ治療醫捺印欄ニ餘白ナケレハ學校ニ返戻シ更ニ
交附ヲ受クルコト

一治療開始及ヒ治癒シタルトキハ相當欄ニ治療醫ニ姓名ノ記入捺印ヲ受クルコト

四	月	三	月	二	月	一	月	日
								一
								二
								三
								四
								五
								六
								七
								八
								九
								十
								十一
								十二
								十三
								十四
								十五
								十六
								十七
								十八
								十九
								二十
								廿一
								廿二
								廿三
								廿四
								廿五
								廿六
								廿七
								廿八
								廿九
								三十
								卅一

第四號樣式

學校「トランク」治療成績表

但シ治療患者數トハ現ニ治療シツ、アル者ナ云フ
ニ於テ施行セル治療方法ノ概要

右及報告候也

明治 年 月 日

市 郡 町 村

何 學 校 々 長

姓 名

郡市町村長宛

第五號樣式

次年徵兵適齡者並ニ壯丁「トラホーム」患者名簿

病名及ヒ程度	續	發	症	職業	受檢月日	備	考	住	所	姓	生	年	名

第一欄ニハ重症、中等症、輕症、疑似症ト記ス

第二欄ニハ左眼角膜潰瘍、右眼瞼内翻症ト記ス

第三欄ニハ本人若クハ戸主ノ職業ヲ記ス

第四欄ニハ受檢月日ヲ記ス

第五欄ニハ公費ナルヤ自費ナルヤ又治癒シタルトキ或ハ他所ニ轉住シタルトキハ其ノ年月ヲ記ス
其ノ他名簿ノ適宜ノ箇所ニ検診醫ノ姓名ヲ記スヘシ

第六號樣式

「トラホーム」次年徵兵適齡者檢診報告表

檢查人員	重	症	中	等	症	輕	症	疑似症	不檢查人員

右及報告候也

明治 年 月 日

何市町村長

檢 診 醫 姓 名

名

備考 徵兵合格者ノ檢診ニ對シテハ本表題ヲ徵兵合格者第一次、第二次ト記入スヘシ
第七號樣式

次年徵兵適齡者並ニ壯丁「トラホーム」治療票

和歌山縣

市 郡

町

村

大字

番地

病 名

姓

名

年 月 生

交附時

明治 年 月 日

何市町村役場

何市町村長名

宛

第九號様式

「トラホーム」患者名簿

何々工場

病名及ヒ程度	發見、治癒、解雇	死亡ノ年月日	別性	族	籍	姓	名	生年月	檢診醫姓名

第十號様式

「トラホーム」患者届書

總檢診人員

病名及ヒ程度	發見、治癒、解雇	死亡ノ年月日	別性	族	籍	姓	名	生年月	檢診醫姓名

但シ總檢診人員ハ定期檢診及ヒ臨時全工場員ヲ檢診シタルトキ記入スルモノトス
右及御届候也

年
月
日

和歌山縣

工業名

市郡
町村
大字

番地

何々業工場主

名

工場「トラホーム」患者名簿

警察署分署名

病名及ヒ程度	
備	考
別性	
族	籍
姓	名
生年月	年
檢診醫姓名	月
工場名	業種類及

第十一號樣式

市町村長宛

備考欄ニハ、検診、治癒、解雇ノ年月日ヲ記入スルモノトス。

第十二號樣式

工場「トランホーム」検診報告表

何郡市町村 檢診 工業ノ種類 姓何 工名場

病名其他	重	症中等症	輕	症疑似症	濾胞性結膜炎	檢查人員
------	---	------	---	------	--------	------

		人員及性別		男		女	
		同		同		同	
		同		同		同	
		同		同		同	
		同		同		同	
病症及計 ノ別		右及通報候也		年月日		宛	
受療患者		工場「トラホーム」患者治療成績表		警察署長分署長		何郡市町村	
治癒患者		前定期検診ニヨリ發見シタル患者		何工場		前定期検診ニヨリ發見シタル患者	
未治解雇患者		受療患者		前定期検診後發見シタル患者		受療患者	
心療患者		治癒患者		未治解雇患者		未治解雇患者	

第十三號様式

前定期検診ニヨリ發見シタル患者

何郡市町村 何工場

受療患者 治癒患者 未治解雇患者

前定期検診ニヨリ發見シタル患者

受療患者 治癒患者 未治解雇患者

未治解雇患者

受療患者 治癒患者 未治解雇患者

前定期検診ニヨリ發見シタル患者

受療患者 治癒患者 未治解雇患者

未治解雇患者

				重
			中等	
		輕		
○告示	宛	右及報告候也	ノ概要	治療方法
年	月	日	計	女男
警察署長分署長			女男	女男

警察署長分署長

宛告示

○和歌山縣告示第三百一十五號

左記定置漁業免許期間ノ更新ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登録ス

明治四十三年九月十八日

和歌山縣知事 川上 親晴

明治四十一年十一月六日免許第七五九號

一凧築類漁業 鮎鞘掛

申請者

那賀郡岩出町大字清水

代表者 中谷久松

更新期間 明治四十三年十一月六日ヨリ五箇年

○和歌山縣告示第三百二十六號

土地收用法第九條ニ依リ鐵道敷設準備ノ爲左ノ土地ニ立入り測量ヲ爲スコトヲ高野登山鐵道株式
會社ニ許可セリ

明治四十三年九月十八日

和歌山縣知事 川上 親晴

和歌山縣伊都郡紀見村、橋本町、山田村、應其村、高野口町

○告諭

○告諭第二號

「トラボーム」は惡性の傳染性眼疾にして、一度侵さるゝときは、容易に治癒せず。放任すれば遂

に失明の不幸を見るに至る。殊に本病は、一時的流行の疾患と異り。多くは慢性にして、病歴常に患者の結膜内に潜在し。不知不識の間に、健眼者を侵襲するものなるを以て。其の危害の恐る可き割合に、各自の注意を惹くこそ少く。毎年其の惨禍を蒙るゝ事甚だしく。教育上、軍事上及び生産上、容易ならざる障礙を來すの處あり。今に於て此児童なる疾病的豫防撲滅策を講ぜずんば其の惨害の波及する所、測り知るべからざるものあり。依て左に其の病状及び豫防法を指示す。各自夫れ其の趣旨を遵守し之が豫防に努むべし。

病 狀

「トロボーム」には急性と慢性とありて。急性のものは、眼瞼腫脹、眼球結膜發赤し。眼内に砂塵の入りたる如き感を起し。羞明、流涙、瘙痒、灼熱あり。初めは稀薄の分泌物出で、後には膿様となる。眼瞼を翻轉せば、結膜發赤して凹凸となり、灰白色或は帶黃白色粟粒の顆粒を生じ。甚だしきものは、覆盆子の實の様となる。此時充分治療せざる爲め、慢性となることあれども。多くは初めより緩慢に來りて、自己の「トロボーム」に罹ることを知らず。漸次病勢の進むにつれて、眼内に砂塵の入りたる感を發し。或は頻回瞬目をなし。或は作業の際に眼の疲労を起し易く。或は眼脂の少し分泌する位にして久しく經過し。學校生徒、兒童、壯丁の体格検査等に當り、醫師より初めて發見される事あり。此際眼瞼を翻轉せば、亦き裏に灰白色或は帶黃白色顆粒を生せるを見る。斯の如くに自身に感する症候は僅微なるも、病勢は其の間に漸次に進行して、眼瞼結膜は癢

痕^マとなり、其の結果萎縮して瞼眼縫^{まぶたのひあい}を内方に向け睫毛倒生^{まつげひさま}を起し、角膜^{かくもく}に浸潤^{ひんじゆ}を生じ。是が多數に集合して「パンヌス」^{パンヌス}と云ふ血管^{おのけい}と伴ふ浸潤^{ひんじゆ}となり。或は角膜潰瘍^{かくもく}となり、終生消失せざる翳^{くもり}を生じ。其の他種々の續發症^{よきゅうしよう}を喚起^{わんき}し。甚だしきは角膜^{かくもく}を破壊して盲目^{まくめい}となる。斯く失明する迄には、病勢^{びょうせい}の消長^{しょうちよう}ありて、非常に長年月を要し。其の間甚だしき苦痛^{くぱう}を蒙り。治療^{りょうり}を受くるも、初期ならば痕跡^{まどかた}なく全治すと雖も、多くは種々の危害^{あわい}を遺殘^{いざん}するものなり。

尚ほ「トラホーム」^{トラホーム}は、或る一種の病原体^{びやうたい}により、発起するものにして。患者の眼脂^{まなこ}の内に、其の病毒^{びやく}を含有せるを以て。眼脂^{まなこ}の附着^{つきつけ}せるもの、例令ば手指^{しし}、手拭^{てぬぐい}、洗面器^{せんめいき}等より傳染^{せんせん}するものなり。是れ人々の常に豫防^{よぼう}上忘却すべからざることろなり。

豫防法

健眼者心得

- 一、塵埃、煤煙は眼を刺戟し「トラホーム」の誘因となるを以て室内の掃除を能くし。時々新鮮なる空氣を流通せしめ。光線の射入を良くすること。
- 二、手拭、手布は傳染の媒介^{さいめい}となすうのなるを以て。各別に使用し共用せざること。
- 三、洗面の際は先づ手指を能く清潔し後ち洗顔し。洗面器は傳染の虞^{うら}めるを以て可成各自別々に所持し。湯屋の手盥^{てあらい}の如きは殊に危険なるを以て自用のものを持ち行くを良しとす。己を得ず共用洗面器を使用するときは石鹼及び熱湯を以て能く清潔すること。
- 四、入浴の時は浴槽外にて手指並に顔面を清潔なる湯^ゆ或は水を以て洗淨し浴槽中にて洗顔せざる

こと。

五、健眼者は可成眼病者の所持品に接觸せざること。

六、乳母、子守、僕婢等を傭ひ入る、際には醫師の診察を受けしめ健眼者を選択すること。

七、小兒の集合遊戯をなすときは傳染の虞あるを以て保護者たる父兄等は眼病ある小兒と共に遊戯せしめざる様注意すること。

八、身体殊に顔面手指を清潔にし爪は屢々剪除し手を眼邊に觸るゝ時は豫め手指を洗淨すること。

九、神社佛閣に安置せる「ビンズル」と稱する木像等を撫でたる手は直に眼邊に觸れざること。

十、眼に異状ある者は速に醫師の診察を受け殊に「トラホーム」患者ある家族は最も注意すること。

患者心得

一、「トラホーム」は時を経るに従ひ治癒困難なるを以て可成初期に治療すること必要なり。殊に本病は經過緩慢にして治療に倦み易きを以て。忍耐持久充分治療をなし其の根治を期すること。

二、患者は公徳を重んじ家族は勿論他人に傳染せしめざる様心掛くること。

三、患者の手拭、洗面器、寝具、玩具等の類は嚴に健眼者と區別し。混置、混用せず寝具は時々日光に曝晒すること。

四、患者の眼拭は清潔なる「ガーゼ」を使用するを良しとす。俗間に往々使ひらるゝ縫紗は汚目不明にして眼脂涙液を吸收せしめ其の赤色も眼を刺戟するを以て使用せざる様に注意し。眼拭は時々焼棄するか或は熱湯に浸漬したる後能く洗濯して日光に曝晒し乾燥すること。

五、患者は夜更かしを慎み睡眠を適當にし作業は光線の充分なる所にてなすこと。

六、塵埃、激光、強風は眼を刺戟し病勢を増進するを以て室内の掃除を良くし外出の時は保護眼鏡

を裝用すること。

七、透信により神社佛閣に供へたる御水と稱する性質不明なるものを點眼し或は尿を以て洗眼し
或は眼瞼縁の膠着せるときは舌を以て舐るが如きは嚴に之れを戒むること。

○ 辞令

○明治四十三年九月七日

願ニ依リ和歌山縣立田邊中學校教授屬託ヲ解ク

○明治四十三年九月十四日

和歌山縣有田郡箕嶋町立實業學校助教諭心得ヲ命ス

月俸拾六圓ヲ給ス

願ニ依リ職務ヲ免ス

○明治四十三年九月十六日

拾月俸貳拾七圓

給八級俸

給月俸貳拾貳圓

給十級俸

給十級俸

給月俸拾四圓

給月俸拾四圓

古川芳松

井上信一

休職土木工手

川口健次郎

伊都郡書記

中谷清

伊都郡書記

田中孝太郎

伊都郡書記

清水龜藏

伊都郡書記

小島常一郎

伊都郡書記

北川圭三

伊都郡書記

大畑肅

伊都郡書記

木村彌三郎

給月俸拾四圓

給月俸拾參圓

給月俸拾貳圓

伊都郡書記 戸ノ本彌一郎
伊都郡書記 森川勝三郎
伊都郡書記 寺本福一郎

○町村吏員ノ異動

○明治四十三年九月十五日認可

那賀郡池田村助役

長尾藤之進

○彙報

○叙位 粉河中學校教諭大上茂喬ハ本月十日正八位ニ叙セラレタリ

○轉任 粉河中學校教諭落合保ハ本月十日大阪府立岸和田中學校教諭ニ伊都郡視學土屋章ハ本月十四日京都府船井郡吉富尋常高等小學校訓導兼校長ニ就レモ轉任セリ

○觀象

自九月十三日至九月十五日氣象

(和歌山測候所觀測)

種目	前年		本年		前年		本年		前年		本年	
	九月	十月	三日	四日	九月	十月	三日	四日	九月	十月	五日	
平均氣壓	七五七耗〇	七五六耗五	七六一耗九	七五六耗六	七六三耗七	七五八耗六	七五六耗六	七五六耗六	七六三耗七	七五六耗六	七五六耗六	七五六耗六
平均氣溫	二二度八	二四度七	二四度六	二五度三	二五度四	二五度一	二五度三	二五度四	二五度四	二五度一	二五度一	二五度一
最高氣溫	二二度八	二二度一	二二度〇	一九度〇	一九度〇	一九度〇	一九度〇	一九度〇	一九度〇	一九度〇	一九度〇	一九度〇
最低氣溫	二二度一	二二度一	二二度〇	二〇度六	二〇度六	二〇度六	二〇度六	二〇度六	二〇度六	二〇度六	二〇度六	二〇度六
最多風向	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東
平均風力	二米二	二米二	二米六	二米六	二米六	二米六	二米六	二米六	二米六	二米六	二米六	二米六
天氣	曇微雨	雨	半晴	半晴	半晴	半晴	半晴	半晴	半晴	半晴	半晴	半晴
記事現象	時々微雨	○耗〇	終日降雨	午前十一時半降下 全部ノ警戒ヲ解除	朝間井ニ夕刻降雨	午後驟雨夜間西北 三四電光	晴驟雨	晴驟雨	晴驟雨	晴驟雨	晴驟雨	晴驟雨
							一耗八	一耗八	一耗八	一耗八	一耗八	一耗八

明治四十三年九月十七日印刷
（毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行）

和歌山縣知事官房

印 刷 所 和歌山市北休賀町六地番
和歌山市北休賀町六番地（本
部 電 話 版 部 七